

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則新旧対照表

別表第二（第三条関係）	新	一 建築物	（一） ～ （四） 略	（五） 便所	1 多数の者が利用する便所は、特定の階に偏ることなく設ける等多数の者が当該便所を利用する上で支障がない位置に設けること。	建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。）
					2 多数の者が利用する便所は、これらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であつて多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。）の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ当該数以上）設けること。	

別表第二（第三条関係）	旧	一 建築物	（一） ～ （四） 略	（五） 便所		建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。）

	(六) 車椅子使用者便房
3 多数の者が利用する便所を設ける階 (六)の項2に定める構造の便所がある階を除く。4 において同じ。)においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。 4 略 5 多数の者が利用する便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。	1 多数の者が利用する便所を設ける階(以下「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち一以上(当該便所設置階の床面積が一万平方米メートルを超え、四万平方米メートル以下の場合にあつては二以上、当該便所設置階の床面積が四万平方米メートルを超える場合にあつては当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数(一に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数)以上。ただし、当該階に設ける(五)の項に定める便所(車椅子使用者便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあつては、当該(五)の項に定める便所の数と
	建築物(第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。)

	(六) 車椅子使用者便房
1 多数の者が利用する便所を設ける階 (六)の項に定める構造の便所がある階を除く。2 において同じ。)においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。 2 略 3 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がある便所を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。	多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所(以下この表において「車椅子使用者便所」という。)を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。
	建築物(第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。)

	する。）に、車椅子使用者用便房を一 以上（男子用及び女子用の区別がある ときは、それぞれ一以上。イにおいて 同じ。）設けること。ただし、車椅子 使用者が車椅子使用者用便房を利用す る上で支障がないものとして次に定め る場合は、この限りでない。 イ 便所設置階が直接地上へ通ずる出 入口のある階であり、かつ、車椅子 使用者用便房を一以上設ける施設が 同一敷地内の当該出入口に近接する 位置にある場合 ロ 1 本文の規定により設けるべき車 椅子使用者用便房の全部又は一部を 、当該便所設置階以外の便所設置階 の多数の者が利用する便所に設ける 場合 ハ 次の(1)又は(2)に掲げる便所設置階 の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に 定める場合 (1) 男子用の多数の者が利用する便 所のみを設ける便所設置階 当該 多数の者が利用する便所のうち一 以上（当該便所設置階の床面積が 一万平方メートルを超える場合に あつては、1 本文に定める数以上 ）に、男子用の車椅子使用者用便 房を一以上設ける場合 (2) 女子用の多数の者が利用する便 所のみを設ける便所設置階 当該
--	--

多数の者が利用する便所のうち一
以上（当該便所設置階の床面積が
一万平方メートルを超える場合に
あつては、1本文に定める数以上
）に、女子用の車椅子使用者用便
房を一以上設ける場合

二 床面積が千平方メートル未満の便
所設置階を有する建築物に、床面積
が千平方メートル未満の階の床面積
の合計に千分の一を乗じて得た数（
一に満たない端数が生ずる場合は、
当該端数を切り捨てて得た数）（千
平方メートル未満の便所設置階（車
椅子使用者用便房のみを設ける多数
の者が利用する便所のみを設けるも
のを除く。）の階数に相当する数を
超える場合にあつては、当該階数に
相当する数）に1本文に定める床面
積が千平方メートル以上の便所設置
階に設けるべき車椅子使用者用便房
の数を加えた数（イに定める施設が
イに定める位置にある場合にあつて
は、当該数から当該施設に設ける車
椅子使用者用便房（男子用及び女子
用の区別があるときは、それぞれの
車椅子使用者用便房）の数を差し引
いた数）以上の車椅子使用者用便房
（当該車椅子使用者用便房（男子用
の多数の者が利用する便所及び女子
用の多数の者が利用する便所を設け

	(七) 駐車施設
2 車椅子使用者用便房を設ける便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）は、次に定める構造とすること。 イ 〓チ略	1 多数の者が利用する駐車場には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。 ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2に定める場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。 イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下イ及びロにおいて同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（一に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数） ロ 当該駐車場に設ける駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（一の数に百分の一を乗じて得た数（一
	建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）

	(七) 駐車施設
イ 〓チ略	多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を一年以上（全駐車台数が百を超える場合にあっては、一にその超える駐車台数百までごとに一を加えた数以上）設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。
	建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）

(ハ) （五） 略	(六) 席 観客	
3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2ロ(1)に定める場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。 イ 二略		の合計数が、1 本文に定める数以上であること。
	建築物	1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用できる客席区画（以下この表において「車椅子使用者用区画」という。）を一以上（客席数が百席を超え四百席以下の場合にあつては二以上、四百を超える場合にあつては二にその超える客席数二百までごとに一を加えた数（当該数が十を超える場合は、十とする。）以上）設けること。ただし、集会施設及び興行施設の客席にあつては、車椅子使用者用区画を二以上（客席数が四百席を超える場合にあつては、二にその超える客席数二百までごとに一を加えた数（当該数が十を超える場合は、十とする。）以上）設けること。 イ 客席区画の幅及び奥行きは、それ

(ハ) （五） 略	(六) 席 観客	
イ 二略		1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用できる客席区画（以下この表において「車椅子使用者用区画」という。）を一以上（客席数が百席を超え四百席以下の場合にあつては二以上、四百を超える場合にあつては二にその超える客席数二百までごとに一を加えた数（当該数が十を超える場合は、十とする。）以上）設けること。 イ 客席区画の幅及び奥行きは、それ
	建築物	

施設	特定生活関連	区	分	項	目		(七) ～ (三)略	
						2 ・ 3 略		
						ハ・ニ略	(三) 客室	二 ～ 五略
							次に定める構造の客室を客室数に五十分の一を乗じて得た数（一に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数）以上設けること。 イ 略 ロ 室内には、(六)の項2イからニまでに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。 ハ・ニ略	
							宿泊施設で五十室以上の客室を有するもの	

別表第三（第五条関係）
備考 略

それ内^{のり}法を九十センチメートル以上及び百三十五センチメートル以上とすること。
ロ・ハ略

一 建築物		別表第一の一の部(一)の項に掲げるもの		別表第一の一の部(二)の項に掲げるもの		別表第一の一の部(三)の項に掲げるもの(コンビニエンスストアを除く。)	
	略	用途面積三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		用途面積千平方メートル以上のもの		用途面積三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	
		別表第二の一の部(一)の項から(五)の項までに掲げる項目(同部(五)の項5を除く。)		別表第二の一の部(一)の項から(八)の項まで及び(十)の項から(十二)の項までに掲げる項目(同部(五)の項5を除く。)		別表第二の一の部(一)の項から(五)の項までに掲げる項目(同部(五)の項5を除く。)	

一 建築物		別表第一の一の部(一)の項に掲げるもの		別表第一の一の部(二)の項に掲げるもの		別表第一の一の部(三)の項に掲げるもの(コンビニエンスストアを除く。)	
	略	用途面積三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		用途面積千平方メートル以上のもの		用途面積三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	
		別表第二の一の部(一)の項から(五)の項までに掲げる項目(同部(五)の項3を除く。)		別表第二の一の部(一)の項から(六)の項まで及び(七)の項から(九)の項までに掲げる項目(同部(五)の項3を除く。)		別表第二の一の部(一)の項から(五)の項まで、(六)の項から(九)の項まで及び(十)の項に掲げる項目(同部(五)の項3を除く。)	

別表第一の一の部(四)の項に掲げるもの	略	特定生活関連施設	用途面積千平方メートル以上のもの	別表第二の一の部(一)の項から(八)の項まで、(十)の項から(九)の項まで及び(五)の項に掲げる項目(同部(五)の項5を除く。)
		区分	項目	別表第二の一の部(一)の項から(八)の項までに掲げる項目(同部(五)の項5を除く。)
備考 略				
別表第四(第十条関係)				
二〽五略	略			

備考 略		
	略	
		については、同部(六)の項、(九)の項及び(十)の項に掲げる項目並びに同部(五)の項5を除く。)
備考 略		
	略	
		については、同部(六)の項、(九)の項及び(十)の項に掲げる項目並びに同部(五)の項3を除く。)